

第  
18  
門

明治五年

函館獨國領事館地稅延滞  
一件

外務省

外務省

三月十九日

馬濟

御覽

備書

外務省

外務省 外務省

別紙書翰指之圖に依りて  
一、年分とのまじりたるは  
細考の要あり

外務省

採信の経世に於ては  
何れも其の旨を以て  
是の如くは其の旨を以て  
是の如くは其の旨を以て

明治三十二年三月十七日

110515

明治二十年三月十七日

英招使節 外務省

別紙書翰指し圖に依りて  
のそ書翰中 地稅を以る  
一年分とのそを以る  
相考の爲め 附録に  
附録に 附録に

外務省

ハ 採漁船之漁世に於て  
ハ 同官の如く 何年より  
近何種之地稅と  
ハ 酒仕洋書上  
ハ 一 三三三三三三三三三三

壬申三月十七日

別紙二十年三月十七日

